

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する 認可申請の申請期間等について

制 定 令和7年3月26日 公示第26号

一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の申請期間等について、下記のとおり定めたので公示する。

令和7年3月26日

内閣府沖縄総合事務局長

三浦 健太郎

記

1. 申請期間

営業区域ごとに最初の申請がなされた日から1ヶ月間（※1）とする。

なお、事前確定運賃を適用しようとする営業区域において既に有効な係数が公示されている場合には、当該期間以外であっても申請者が既に公示された係数を用いることを了承する場合には、申請することができるものとする。

※1）1ヶ月間とは、翌月の申請日に応答する日の前日まで（例：8月13日に申請された場合は、翌9月12日まで）

2. 平準化係数の改定手続の開始等

平準化係数の改定については、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について」（平成14年1月17日付け公示第3号）2. 運賃改定手続の開始等に準じて取り扱うこととする。

この場合において、審査基準中「運賃改定手続」とあるのは「平準化係数の改定手続」と、「運賃適用地域」とあるのは「営業区域」と、「法人事業者全体車両数」とあるのは「事前確定運賃を実施している法人事業者全体車両数」と読み替えるものとする。

附 則

本公示は、令和7年3月26日から適用する。